

吉こ第213号  
平成30年5月9日

吉田町監査委員 伊藤 利勝 様  
吉田町監査委員 遠藤 孝子 様

吉田町長 田 村 典 彦

### 定期監査結果に基づく措置について

平成30年3月30日付け吉監第60号による定期監査結果報告書における指摘事項等について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項及び吉田町監査委員監査基準第32条第1項の規定により通知する。

#### 記

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の対象 さくら保育園、さゆり保育園、すみれ保育園、わかば保育園
- 3 監査結果報告年月日 平成30年3月30日
- 4 指摘事項

#### (1) 指摘事項の内容

さゆり保育園・1歳児室における定員以上の受入れについて、1歳児室は2室あるが、そのうち1室において定員13人（室面積43.71㎡/1人当たり3.3㎡=13.24人）にもかかわらず、実員数は1人多い14人であった。

定員は園児の安全確保を図ることを目的に定めたものである。園長（課長補佐）並びに所管課長は指摘事項を真摯に受け止め、速やかに是正されたい。

今後においては園長と所管課長の連携強化を図り、法令遵守並びに園児の安全確保に努められたい。

#### (2) 措置の内容

さゆり保育園の平成29年度1歳児については、前年度3月の時点で、入所を決定している児の数が27人いたため、4月からはそれに応じる保育士を6人配置することとし、部屋は合わせて33人が収容可能な2部屋を確保することとしていた。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下、基準という。）では、1歳児の保育士配置基準は、保育士1人に対し園児6人までと定められて

おり、さゆり保育園の場合では、保育士1人が担当する園児数は計算上4.5人となって、この基準を満たす配置数であることをまず確認していた。

その上で、クラスを編成するにあたって、これを2部屋2クラスに分ける際に、れんげ組は保育士3人、園児数14人、すずらん組は保育士3人、園児数13人と分けて編成した。これは、クラスごとの配員を均等にし、以て保育士の負担と園児への目配りが均等となるよう配慮したためであった。

5月になって、途中入所の園児が1人加わるに当たり、同じ観点からすずらん組に入れることとして、2クラスの園児数をともに14人ずつとした。

しかし、2つの部屋には面積に違いがあって、れんげ組の部屋は66.66㎡で基準上20人の収容が可能であるのに対し、5月に14人目を配置したすずらん組の部屋は43.71㎡で13人しか収容できない広さであった。(基準では園児1人当たりの必要面積は3.3㎡)

配置基準から求められる保育士の数と、受け持つ負担の均等化を慮るあまり、2部屋合計では十分に収容可能な33人分の部屋を確保しておきながら、1部屋ずつの収容可能人数への確認を失念した結果であった。

そこで、今回の指摘を受けて、まず、平成30年度4月のクラス編成計画において同様の誤りがないことを確認した上で、今後は配置児童数が一目で明らかになるよう「園児数一覧表」を作成し、設備運営基準と保育士配置基準を照らしながら的確な保育業務を図るよう改めた。

また、毎月開催される所属長会議(こども未来課長、保育支援部門統括、各園園長、こども発達支援事業所長が出席)において、今後このようなことが起こらないように情報共有するとともに、法令を遵守し、園児の安全確保に努める。

担 当 こども未来課  
保育支援部門  
電 話 33-2153  
(内線211)